

環境報告書 2019

Environmental Report 2018.4.1~2019.3.31



編集方針

独立行政法人国立印刷局では、環境保全の方針や取組を分かりやすく、広く国民の皆様に伝えることを目的として、環境報告書を作成・公表しています。

本環境報告書では、平成30年度における環境保全の取組実績を中心に、リスク管理・コンプライアンス推進等の取組も含めた内容を掲載しました。また、国立印刷局ホームページでは環境報告書のバックナンバーをはじめ、環境保全の取組について掲載していますので、併せてご覧ください。

報告対象

報告対象期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日
報告対象組織 独立行政法人国立印刷局
本局、研究所、東京工場、王子工場、小田原工場、静岡工場、彦根工場、岡山工場

公表

公表 令和元年7月

参考にしたガイドライン

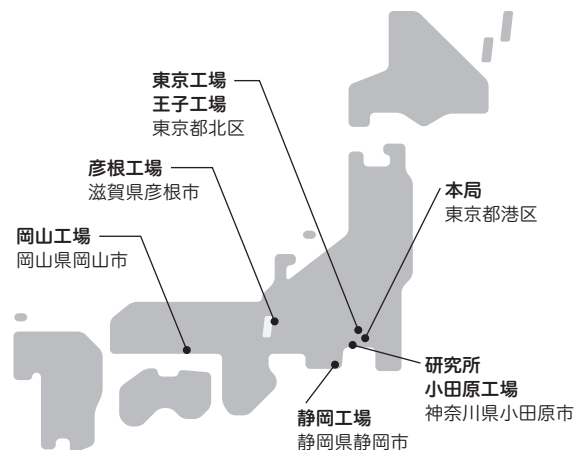
- ・環境省「環境報告ガイドライン(2018年版)」
- ・環境省「環境会計ガイドライン(2005年版)」



法人概要

名称	独立行政法人国立印刷局
英語表記	National Printing Bureau
創設	明治4(1871)年7月
設立	平成15(2003)年4月1日
根拠法	独立行政法人国立印刷局法 (平成14年法律第41号)
主務大臣	財務大臣
代表者	理事長 松村武人
資本金	140,588百万円
売上高	68,932百万円
当期純利益	4,564百万円
役職員数	役員7名、職員4,210名
所在地(本局)	〒105-8445 東京都港区虎ノ門二丁目2番5号 共同通信会館
組織	本局、研究所、東京工場、王子工場、小田原工場、静岡工場、彦根工場、岡山工場

所在地



お問合せ先

独立行政法人国立印刷局 管理部 管理課 環境係
〒105-8445 東京都港区虎ノ門二丁目2番5号
共同通信会館
TEL.03-3587-4618 FAX.03-6893-4635
ホームページアドレス：<https://www.npb.go.jp/>
電子メール：kankyau@npb.go.jp

CONTENTS 目次

理事長からのごあいさつ／経営理念	3
事業概要	5
お札ができるまで／官報ができるまで	
環境方針	11
> 事業活動と物質収支(マテリアルバランス)	
達成度一覧	13
環境方針に基づく取組	15
> 環境マネジメントシステム	
> 環境法規制の遵守	
> 温室効果ガス排出量の削減	
> 資源使用量の抑制及び廃棄物の削減	
> 環境負荷を配慮した製品設計・製造	
> 環境保全に関する啓発活動の推進	
リスク管理・コンプライアンス推進等の取組	29
> リスク管理・コンプライアンス推進の取組	
> 労働安全衛生の取組	
> 採用／人材育成／女性職員の活躍とワークライフバランスの推進	
コミュニケーション	32
> 工場見学／お札と切手の博物館／ イベントの開催・参加／ホームページ／Facebook	
> 環境報告書のユニバーサルデザイン	
> 障害を理由とする差別の解消の推進について	
環境報告ガイドライン対照表	35

MESSAGE FROM THE PRESIDENT

理事長からのごあいさつ



独立行政法人国立印刷局
理事長

松村 武人

独立行政法人国立印刷局は、環境方針において「日本銀行券、旅券、官報等の製造事業を営む公的な事業体として、全ての段階において環境と調和の取れた事業活動を行う。」ことを基本理念に掲げ、環境マネジメントシステムを構築・運用し継続的に環境への配慮の取組を進めています。

日本政府は、平成30年6月に「拡大版SDGs^{※1}アクションプラン2019」を決定し、令和元年6月に日本で開催されたG20サミット（金融・世界経済に関する首脳会合）に向けてSDGsの取組を具体化・拡大してきました。SDGsの中には環境に関連するゴールもあり、環境省が気候変動等の分野において積極的に施策を展開しています。また、平成30年12月にCOP24^{※2}が開催され、2020年以降のパリ協定の本格運用に向けた実施指針について合意し、採択しました。このように、今後も気候変動等の環境問題への取組は強化が求められると予想されます。

国立印刷局においては「地球温暖化対策計画」（平成28年5月13日閣議決定）等を踏まえた環境保全に関する計画を策定し、当該計画に沿って、効率性に配慮しつつ必要な設備を備えるとともに、環境物品の確実な調達やISO14001認証の維持・更新等を行うことにより、環境保全に努めております。

平成30年度においては、彦根工場がISO14001:2015年版への更新・移行審査に合格し、認証取得機関全てが2015年版に移行しました。また、高効率変電設備・高効率空調機の更新等、環境関連設備投資を確実に実施し、温室効果ガス排出量削減に取り組みました。環境報告書2019では、平成30年度における国立印刷局の環境に関する実績のほか、各機関における環境保全の取組について掲載しています。

国立印刷局は、基本理念を確実に実現するとともに、製造事業を営む公的主体の模範となるよう、環境と調和の取れた事業活動を一層推進し、環境保全に貢献していく所存です。今後とも、継続して環境保全に配慮した業務を推進してまいりますので、引き続き国民の皆様のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

※1：SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択され、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール及び169のターゲットから構成されています。

※2：COP24とは、第24回国連気候変動枠組条約締約国会議の略称で、ポーランドのカトビツェで平成30年12月に開催されました。会議では、2020年以降の地球温暖化対策についての国際的な枠組み「パリ協定」の実施指針が採択され、先進国と途上国が共通基準の下で温室効果ガスの排出削減に取り組むことが決定されました。

経営理念

日本銀行券、官報などの「ものづくり」を通じ、 社会の安定と国民経済の発展に貢献します。

国立印刷局は、決済システムの中で重要な役割を果たしている日本銀行券をはじめ、法令等の政府情報の公的な伝達手段である官報、旅券、郵便切手、証券類など、国民生活に密着した公共性の高い製品を製造しています。

独自の研究開発により築き上げてきた高度な偽造防止技術と、効率的かつ徹底した製造管理体制によって、製品を安定的かつ確実に供給するという使命を果たすとともに、社会の信頼に応える努力を続け、国民経済の更なる発展に貢献します。

独立行政法人国立印刷局行動指針

① 事業活動に関する行動指針

- 1 経営理念の意識
- 2 製品の信頼性の確保
- 3 業務の改善
- 4 研究開発の推進
- 5 知的財産権の保護
- 6 守秘義務及び情報管理の徹底
- 7 安全で快適な職場環境の形成

② 社会に対する行動指針

- 1 説明責任(アカウンタビリティ)
- 2 地球環境保全への取組
- 3 反社会的勢力に対する姿勢
- 4 地域社会への貢献

③ 組織人としての行動指針

- 1 国家公務員としての服務規律の保持
- 2 セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント等の防止
- 3 情報システムの適切な使用
- 4 資産等の適正な管理及び使用
- 5 インサイダー取引の禁止
- 6 取引先等への対応
- 7 問題解決に向けた対応
- 8 健全な職場風土の醸成

※行動指針の全文をホームページで掲載しています。<https://www.npb.go.jp/>



事業概要

沿革

国立印刷局は、明治4年（1871年）に大蔵省紙幣司として創設されました。独自の研究を重ね、明治10年（1877年）には国産第1号紙幣（国立銀行紙幣（新券）1円券）の製造を開始し、我が国の近代印刷・製紙のパイオニアとしての第一歩を踏み出しました。明治20年代初めまでには、当時の最高技術を駆使した銀行券を製造できるまでの水準に達することができました。第二次世界大戦から復興期及びその後の高度経済成長期には、需要に応じて生産量を増大するとともに、研究開発力の高度化を図り、世界トツ

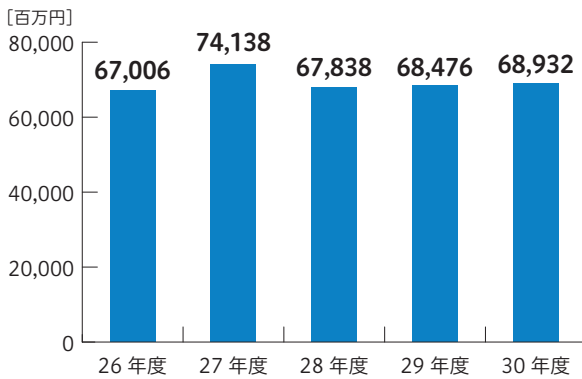
プクラスの偽造抵抗力を持つ銀行券を世に送り出してきました。

官報については、明治16年（1883年）に第1号を創刊し、今日までたゆむことなく法律、政令等の公布等、我が国の法秩序の基盤を支える機能を的確に果たしてきました。

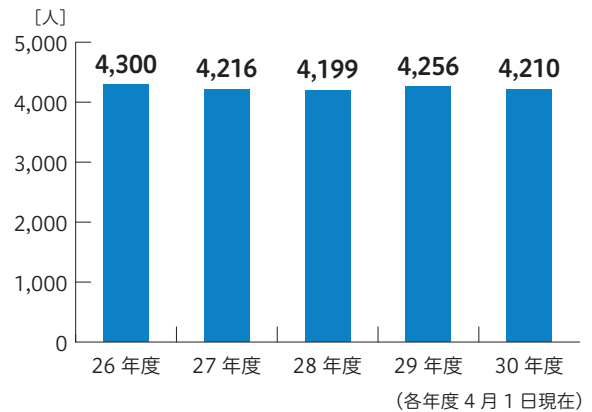
平成15年（2003年）4月に独立行政法人国立印刷局となり、現在も日本銀行券、官報をはじめとする公共性の高い製品を作り続けています。

財務状況

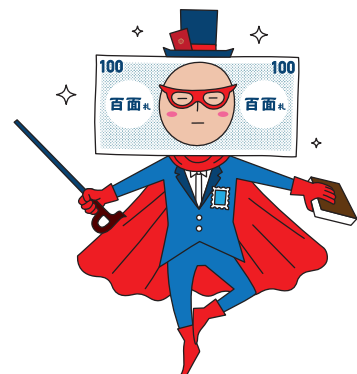
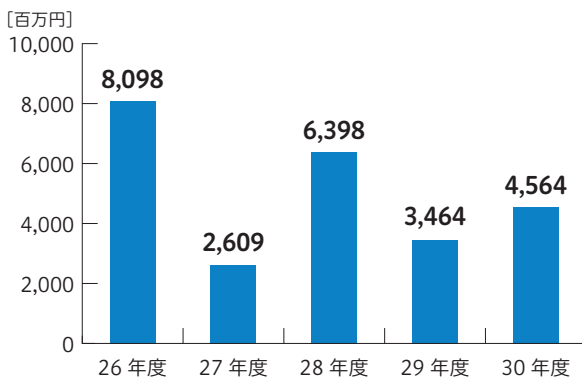
売上高



職員数



当期純利益

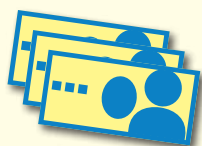


製品紹介

日本銀行券



高度な偽造防止技術と徹底した製造管理が必要な日本銀行券について、必要な数量を安定的かつ確実に製造しています。また、日本銀行券に対する信頼を維持するため、分かりやすく的確な情報を提供しています。



旅券、郵便切手、印紙・証紙等



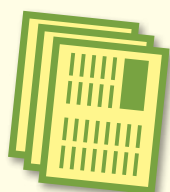
高い偽造抵抗力を必要とする旅券（パスポート）、郵便切手、印紙・証紙等について、徹底した製造管理体制のもとで確実な製造を行っています。



官報、法令全書、予算書・決算書等



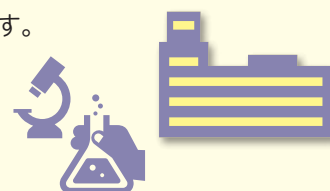
法律、政令、条約等、政府情報の公的な伝達手段である官報の編集、印刷及びインターネット配信を行うとともに普及に努めています。また、法令全書、国の予算書・決算書等、公共性の高い印刷物の製造を行っています。

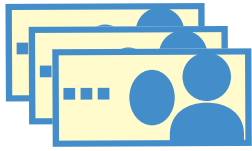


研究開発について



研究所では、社会や技術環境の変化に適応した製品や、将来の日本銀行券などに有用な、独自性のある偽造防止技術を生み出すための研究開発を重ねています。





お札ができるまで

【アイコンの説明】 環境負荷となる要因 🌿 各種処理 🏭 環境配慮のポイント 🙋

製紙工程

1 裁刻・離解

お札の紙は「みつまた」や「アバカ」などを原料としています。まず、紙の材料であるアバカパルプを裁刻機で細かく刻みます。その後、短くなったパルプの繊維を、さらに水の中で解きほぐします。

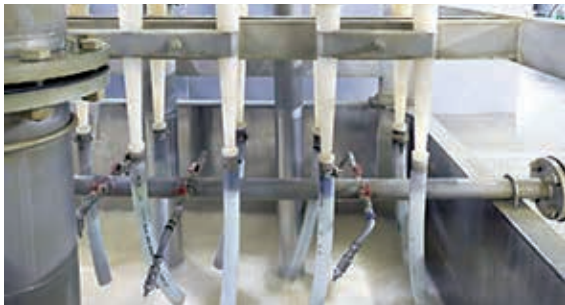


みつまた アバカ

2 精選・叩解

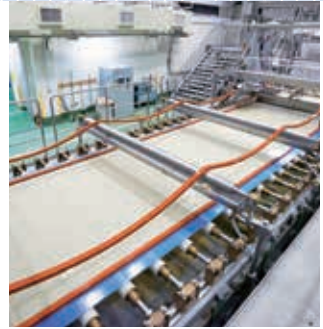
ちりやゴミなどが含まれないようにするために、異物を取り除きます。さらに繊維をすりつぶし、繊維同士を絡みやすくします。

- 🌿 製紙汚泥(製紙排水)、紙料かす(製紙排水)
- 🏭 沈殿槽(クラリファイヤー)、汚泥濃縮槽及び脱水機(デカンタ)で処理
- 🙋 処理業者によってリサイクル



3 調合・抄造

紙の材料と薬品などを混ぜ合わせ、紙のもととなる紙料ができあがります。紙料を網の上に流して薄い紙の層を作り、精巧なすき入れ(白黒すかし)を施し、乾燥させて巻き取ります。



- 🌿 ①化学物質の使用 ②製紙汚泥(製紙排水)、紙料かす(製紙排水) ③河川水の使用 ④紙料繊維(製紙排水) ⑤蒸気の利用
- 🏭 ①排水処理設備で処理 ②沈殿槽(クラリファイヤー)、汚泥濃縮槽及び脱水機(デカンタ)で処理 ③シャワー回収槽で処理 ④紙料回収装置で処理
- 🙋 ②処理業者によってリサイクル ③シャワー水を循環、水の再利用の実施 ④繊維分を回収、有価物として売払い

4 断裁

巻き取られた紙を、印刷に適した寸法に切り分けます。これで、お札の用紙が巻取からシート状になります。



- 🌿 故紙(用紙断裁屑)の発生
- 🙋 製造工程(離解工程)に再投入、原材料としてリサイクル

材料工程

5 インキ製造

印刷に使用するインキは、各種顔料とワニスなどを独自に開発した配合で練り合わせて製造します。独特な美しい色合いと、優れた機能を併せ持っています。



- 🌿 ①PRTR法※における第一種指定化学物質の使用 ②廃棄インキの発生
- 🏭 ②処理業者によって産廃処理

※PRTR法:特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

6 原図・原版

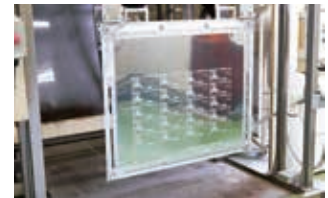
原図は、工芸官と呼ばれる専門職員が、色鉛筆や絵の具を使って精緻に描きます。これを基に、金属板にビュランという特殊な彫刻刀で点や線を一本一本彫刻し、原版を作製します。背景の細かい模様は、最新のコンピュータシステムでデザインします。



7 製版

一枚の原版を基に、多面の大きな印刷用版面を作製します。印刷時の耐久性を向上させるため、版面にはクロムメッキを施し、堅ろうに仕上げます。

- 🌿 クロム廃液の発生
- 🏭 クロム還元装置及び排水処理設備で処理



印刷工程

8 印刷

国立印刷局が開発したお札専用の印刷機に版面をセットし、大判用紙に図柄を印刷します。凹版印刷とオフセット印刷を同時に行うことから、細密な模様を高い精度で印刷することができます。



- ①界面活性剤廃液の発生 ②試刷用紙の使用
- ③廃棄インキ及び拭き取りウエスの発生

- ①減圧濃縮装置又は乾燥濃縮装置により中間処理、濃縮物を処理業者によって産廃処理 ②高圧処理し、フレーク状に加工 ③処理業者によって産廃処理

- ①分離した水を界面活性剤新液製造時に再利用
- ②処理業者によってトイレトペーパーなどにリサイクル

9 ホログラム貼付

一万円券と五千円券には、図柄が印刷された大判用紙に、傾けることで色や模様が変わって見えるホログラムを貼り付けます。



- ① 廃棄プラスチックの発生

- ② 処理業者によってRPF※にリサイクル

※マテリアルリサイクルが困難な古紙や廃プラスチックを原料とした燃料のこと

10 記番号印刷

表裏の模様を検査し、アルファベットと数字の組合せからなる記番号と、表面の朱色の印章を印刷します。



- ① 廃棄インキ及び拭き取りウエスの発生
- ② 洗浄廃液の発生

- ③ 処理業者によって産廃処理

11 断裁・検査・仕上・封包

断裁機で決められたサイズに正確に切り分けた後、機械で一枚ずつ検査し、枚数確認と帯掛けを行い千枚ずつの束に仕上げます。フィルムで封包した後、日本銀行に納入します。



- ① 断裁屑の発生

- ② 国立印刷局の製紙工場へ移管、製造工程(離解工程)に投入し、原材料としてリサイクル





官報ができるまで

官報とは

法令など政府情報の公的な伝達手段である官報は、明治16年(1883年)に太政官文書局から創刊されました。現在では、内閣府が行政機関の休日を除き毎日発行しています。

国立印刷局では、官報の編集、印刷及びインターネット配信を行うとともにその普及に努め、国政上の重要事項を正確かつ確実に伝達・提供しています。



官報を構成する記事

官報には、政府や各府省が国民に広く知らせるために発表する公文や公告、会社法による法定公告等の記事が掲載されています。掲載量は日々変動し、本紙だけでなく号外を発行する場合があります。

内閣府の要請を受けて製造する特別号外や、非常災害対策本部設置の告示など、特に緊急性を要する官報の場合は、即時の製造・掲示を行っています。

国立印刷局では、各府省が円滑に政策を実行できるよう、常に適切かつ確実に対応できる体制を整えています。

【アイコンの説明】 環境負荷となる要因 🌿 環境配慮のポイント 🙌

1 原稿受付

各府省や国会、裁判所など国の機関等から原稿を受け付けます。また、官報販売所や官報公告等取次店では特殊法人等や地方公共団体、会社からの原稿を受け付けます。



国立印刷局の工場で製造する工程

2 編集・校正

原稿を整理し、官報編集システムにより入力及び編集を行い、全体の紙面を整えます。校正作業は、紙面と原稿を照らし合わせ、文字の誤りがないかチェックします。

🌿 電力の使用

🙌 平成25年に竣工した東京工場情報製品棟には、太陽光発電設備を具備しており、電力使用量の削減を図っています。また、省電力機器を採用し環境に配慮しています。



国立印刷局の工場で製造する工程

3 製版

校了したデータを基に、印刷機にセットするための版面をCTP方式(Computer to Plate)によって作ります。

🌿 ①現像廃液の発生 ②使用済版面

🙌 ①CTP設備の導入によって現像廃液の縮減に努めています。また、フィルムレス化の実現によって使用材料の縮減に努めています。
②処理業者によって原材料(アルミニウム)としてリサイクルされています。



公文

政府や各府省などが公布する文書

- 《法律・政令・条約》
国家の決定事項や外国との間の決定事項
- 《内閣官房令／府令・省令／規則／告示》
各府省等の決定事項
- 《国会事項》
国会に関する事項
- 《人事異動》
大臣や各省庁などの人事異動
- 《叙位・叙勲・褒章》
国に貢献した人物等に授与、位などの公表
- 《官庁報告》
最低賃金や国家試験に関する事項
- 《資料》
各府省等の各種報告など

公告

国や各府省、特殊法人、
地方公共団体などからの告知

- 《入札告示・落札告示／官庁告示》
検察庁や法務局等からの告知
- 《裁判所告示／特殊法人等》
法律で公告が義務付けられている内容
(高速道路の料金の額の変更や、
国家資格の登録者など)
- 《地方公共団体》
教育職員の免許の失効や墓地の改葬、
行旅死亡人の告知など
- 《会社その他》
合併や資本金の減額や決算に関する事項

国立印刷局の工場で製造する工程

4 印刷・仕上

官報輪転印刷機を用いて印刷を行います。印刷機で巨大な巻取紙の連続用紙に高速で紙面を印刷し、仕上をした状態で排出しています。印刷された官報を配送先別に分け、袋に包んで仕上を行い、作業完了となります。

印刷調整用冊子の発生

処理業者によって新聞紙やトイレトペーパーにリサイクルされています。また、環境負荷に配慮した原材料(環境対応紙(古紙配合紙)、環境対応型インキ)を使用しています。



5 掲示

官報は、発行日の朝8時30分に、国立印刷局及び東京都官報販売所に掲示するほか、インターネットで配信しています。最高裁判所の判例では、法令の公布は、官報をもって行うのが相当であり、公布の時期は印刷局本局又は東京都官報販売所における官報掲示時刻である朝8時30分であるとされています。



6 配送・配信

印刷された官報は、発行日の前日夜にトラック便などにより全国各地の官報販売所に直送されます。「インターネット版官報」の配信は発行日の朝8時30分に行われます。平成15年7月15日以降の法律、政令等の官報情報と、平成28年4月1日以降の政府調達の官報情報を、PDFデータで無料閲覧することができます。また、直近30日間分の官報情報(本紙、号外、政府調達等)は、全て無料で閲覧できます。





独立行政法人国立印刷局環境方針

基本理念

独立行政法人国立印刷局は、日本銀行券、旅券、官報等の製造事業を営む公的な事業体として、全ての段階において環境と調和の取れた事業活動を行う。

環境行動指針

この基本理念を実現するため、環境マネジメントシステムを構築・運用し、次の事項を重点的に実施する。

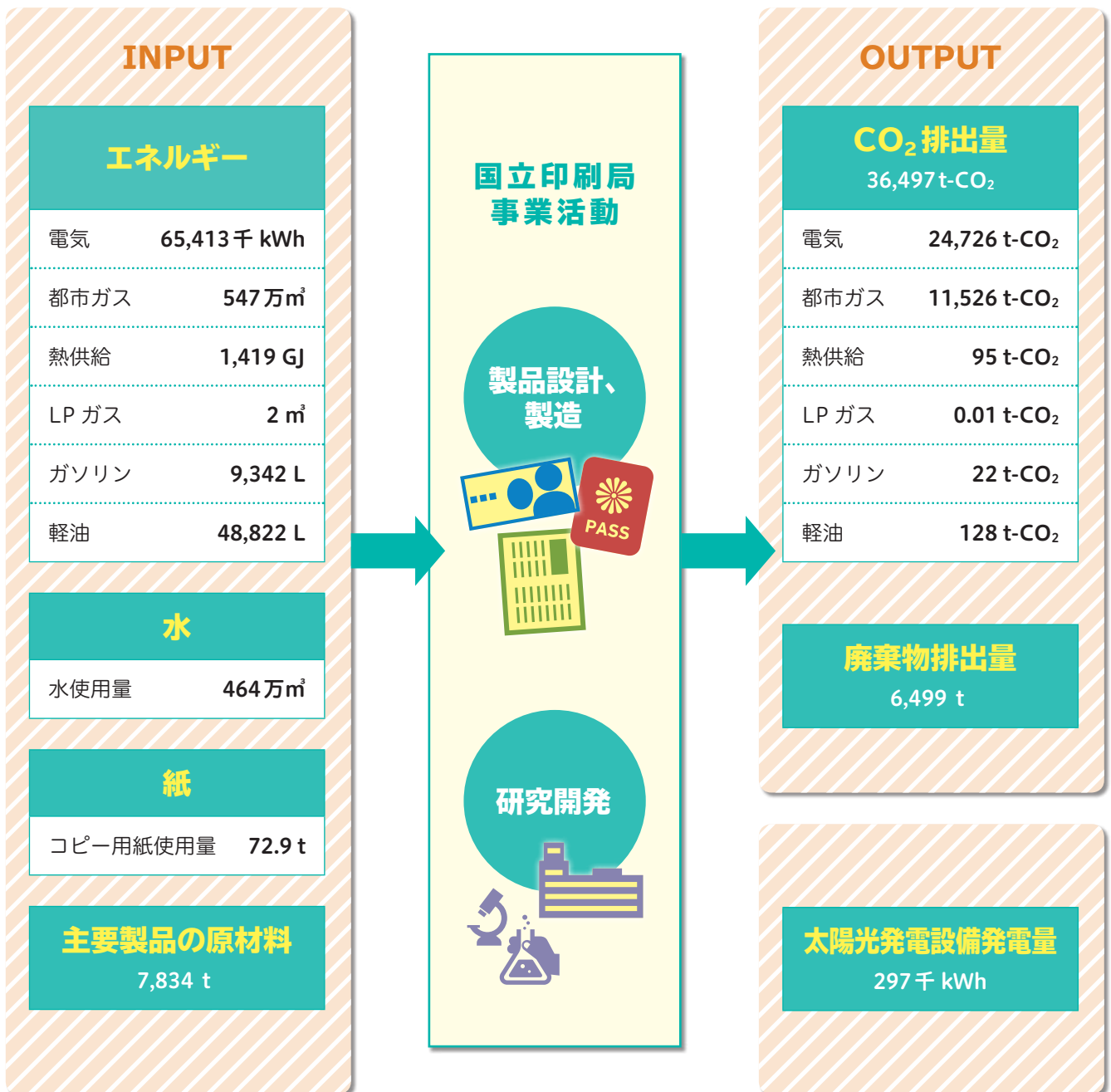
- 1 環境法規制の遵守……………環境関連法規制及びその他の環境に関する通達、地域との協定等を遵守していく。
- 2 温室効果ガス排出量の削減……………事業活動に関わるエネルギー消費を抑制し、温室効果ガス排出量を削減することにより、環境負荷の低減を図る。
- 3 資源使用量の抑制及び廃棄物の削減……………事業活動に伴う資源使用量の抑制に取り組むとともに、廃棄物を資源として有効活用するなど廃棄物削減を推進し、環境負荷の低減を図る。
- 4 環境負荷を配慮した製品設計・製造……………製品開発、設計、製造から廃棄段階までの環境負荷に配慮した製品設計・製造に努める。
- 5 環境保全に関する啓発活動の推進……………職員の自主的な環境保全活動を推進するために、環境教育を通じての啓発活動を積極的に実施し、環境に対する意識の向上を図る。

事業活動と物質収支 (マテリアルバランス)

国立印刷局の事業活動から生じる環境負荷として、各種エネルギー等の利用、印刷用紙やインキなどの

資源消費活動及びそれらから排出される二酸化炭素排出活動や廃棄物排出活動などがあります。

環境負荷に係る活動を適正に管理することは重要であり、このような活動を通じて環境負荷低減に積極的に取り組んでいます。平成30年度におけるマテリアルバランスは、下図のとおりです。





達成度一覽

○：達成 △：一部未達成 ×：未達成

環境方針	環境保全計画 (平成30年度)	計画の詳細	取組実績	評価	当該ページ
環境法規制の遵守	環境法規制に基づく届出等の遵守	ボイラーや排水処理設備などの環境保全施設(以下「環境保全施設」という。)等の設置、変更及び廃止について、環境法規制の規定に従って届出を行う。 本局及び各機関において環境法規制の改正状況を定期的に確認し、確実に対応する。 各機関において定期的に届出状況等の自己点検を実施し、本局は各機関の届出状況等を点検する。	環境法規制に従って各機関環境保全施設等の各種届出を行い、改正状況については環境関係法令検索システムにより定期的に確認した。 また、本局及び各機関は、環境関係届出一覧表により届出状況を定期的に確認し、本局による「環境関連法令等遵守状況点検」において、各機関における法規制遵守が適正であることを確認した。	○	p.17~21
	環境法規制に基づく規制基準の遵守	大気、水質、土壌汚染等の環境負荷に関し、環境法規制で定める規制基準を遵守し、定期的に規制基準の遵守状況等の点検を実施する。また、規制基準を超えるなどのおそれが生じた場合は、環境法規制の規定に従い、原因調査や有効な対応措置を迅速に行う。なお、本局管理部管理課においては、各機関の規制基準の遵守状況等を点検する。	各機関において、大気、水質、土壌汚染等の環境法規制で定める規制基準の遵守について、定期的に測定など自己点検を実施し、規制基準の遵守に取り組んだ。 なお、「環境関連法令等遵守状況点検」において、各機関の規制基準の遵守状況の現地確認をした結果、規制基準遵守が適正であることを確認した。	○	p.20
	環境保全施設の点検・整備	各機関は、環境保全施設の保守及び管理状況の点検を行うとともに、計画的な整備に向けた取組を行う。	第3四半期に本局による現地確認を実施し、重大な故障及び有害物質等の漏えいも無く、適正に管理されていることを確認した。	○	p.20
	環境物品等の調達	「平成30年度環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、環境物品等の調達に努める。	平成30年度は20分野212品目について調達目標100%を達成した。	○	p.20
温室効果ガス排出量の削減	平成30年度における温室効果ガス排出量(電気使用量、エネルギー供給施設等で使用する燃料の量及び乗用車・貨物自動車で使用する燃料の量をCO ₂ 換算したもの)を基準年度の平成17年度(52,086 t-CO ₂)から24%以上削減する。		平成17年度比29.9%の削減を達成	○	p.22
資源使用量の抑制及び廃棄物削減の推進	廃棄物の削減目標	過去5年平均値以下に削減する。また、資源としての有効利用及びこれまでの削減対策を継続的に実施する。	過去5年平均値比3.5%の増加。	×	p.23
	コピー用紙の使用量削減目標	コピー用紙使用運用基準に基づき、削減に努める。	平成30年度におけるコピー用紙使用量は72.9tであった。	-	p.24
	水の使用量削減	水使用運用基準に基づき、節水に努める。	平成30年度における水使用量は464万m ³ であった。	-	p.24

環境方針	環境保全計画 (平成30年度)	計画の詳細	取組実績	評価	当該ページ
環境負荷を考慮した製品設計・製造	環境マネジメントシステムの運用・維持	環境マネジメントシステムの運用を通じて、環境パフォーマンス等の向上を図り、適切な運用管理を実施する。ISO14001認証は、引き続き、維持・更新に努める。	内部環境監査の結果や改善事項への対応状況の集約を行い、適切な運用管理が行われていることを確認する等、統括環境管理責任者の下で環境マネジメントシステムの運用を行うとともに、本局と各機関の事務局が連携し、円滑な運用・維持に努めた。ISO14001認証の2015年版への移行については、彦根工場の移行審査合格により全ての機関の移行が完了した。	○	p.15,24
	新規設備の導入等における環境保全対策の検討	新規設備の導入や更新において、計画段階から環境保全対策に係る事項について事前確認を行い、効果的な設備の導入を検討する。	事業部門と連携して、設備投資計画の事前確認作業において、環境に配慮した設備の導入を検討し、空調機の更新、LED照明器具の採用など、エネルギー効率の高い設備を導入した。	○	p.24
環境保全に関する啓発活動の推進	環境保全に関する研修等の推進	新規採用職員研修、内部環境監査員養成研修等を行い、環境保全に関する意識向上を図る。環境に関する法定資格取得者を把握し、計画的な育成に努める。環境法規制に関する教育を定期的に実施し、人材を育成する。	各種研修において環境保全に関する講義を行い、年度研修計画で予定していた研修を100%実施した。ISO14001:2015年版への改定に伴い、各機関で環境関連法令の資格取得を推進した。	○	p.21,26
	政府が推奨する環境保全に関する基本的施策への積極的な参加	環境月間、クールビズ、クールアース・デー及びウォームビズによる省エネ対策の実施等、政府の方針に基づく活動へ積極的に参画する。	各機関において当該活動に積極的に参画した。	○	p.19, 26~28
	環境報告書の公表及び広報紙の活用	平成29年度の環境報告書について、国立印刷局ホームページに公表するとともに、平成29年度エネルギー等実績報告や環境月間の取組等について月一回発行の職員向け広報誌「時報」に掲載する。	「環境報告書2018」を作成し、平成30年7月に国立印刷局ホームページに公表した。また、「時報」に平成30年度エネルギー等実績報告や各機関の環境月間の取組について掲載するとともに、各機関において「環境ニュース」を発行し、環境保全の取組について啓蒙活動を行った。	○	p.26



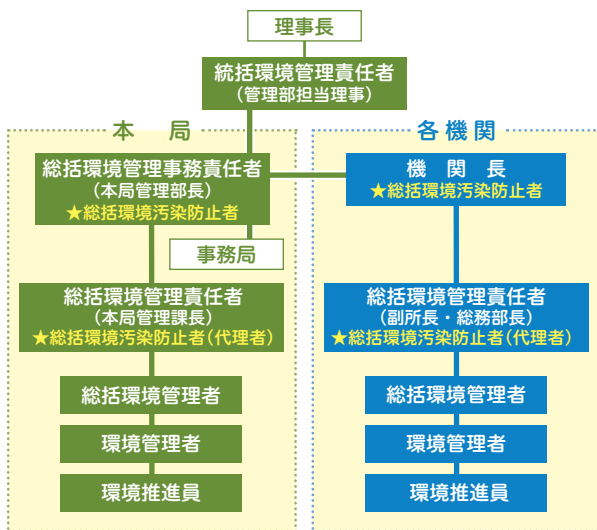
環境方針に基づく取組

環境マネジメントシステム

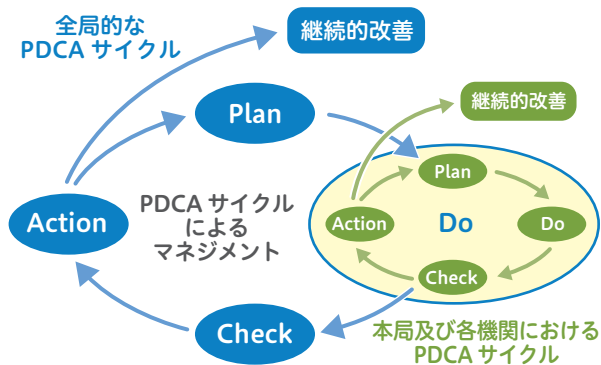
国立印刷局では国立印刷局環境保全推進規則を定め、本局及び各機関に環境マネジメントシステムを構築し、環境保全等に関する取組を総合的かつ計画的に推進しています。

本局においては総括環境管理事務責任者のもとに総括環境管理責任者及び環境保全事務局を設置し、各機関においては機関長の主導のもと、総括環境管理責任者及び機関事務局を設置する推進体制を構築しています。PDCAサイクルを活用しながら環境負荷及び環境リスクの低減に向けて、環境方針に基づいた取組を行っています。

環境マネジメントシステム推進体制



環境マネジメントシステム



ISO14001 認証

環境保全のための省資源・省エネルギー及び廃棄物の削減・リサイクルを組織的、継続的に進めるとともに、これらの活動をシステムとして確立する有効な手段として、各機関で国際標準化機構(ISO)が策定した環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得し、維持・更新を行っています。

平成30年度は、彦根工場において審査に合わせISO14001:2015年版への移行審査を受審し合格しました。これにより、ISO認証を取得している全ての機関において2015年版の認証が完了しました。

今後も、各機関で地域や工場の特徴を反映した特色ある環境方針を掲げ、地球環境保全活動に取り組んでいきます。

ISO14001 認証の維持・更新状況

工場名	認証取得年度	平成30年度 審査内容	審査結果
研究所	平成29年度	維持審査	合格
東京工場	平成14年度	維持審査	合格
王子工場	平成29年度	維持審査	合格
小田原工場	平成16年度	維持審査	合格
静岡工場	平成20年度	維持審査	合格
彦根工場	平成18年度	更新(移行)審査	合格
岡山工場	平成19年度	維持審査	合格

VOICE

ISO14001 更新(移行)審査の取組について

彦根工場 総務部管理課 澤 貴宏

彦根工場では、6月にISO14001更新(移行)審査を受けました。審査に当たり、事前のマニュアル改正、研修を行うなど必要な準備を進めてきました。当月は県の立入調査、さらには環境月間などの行事が重なった中で審査に臨むこととなりましたが、無事、登録更新も承認され、審査員からもより良い環境マネジメントシステム構築に向けた取組ができている旨の評価を頂きました。今後も新規格の要件である事業プロセスを意識した取組を進めていく所存です。



TOPICS

ISO14001：2015年版への移行完了

平成30年度は彦根工場が更新（移行）審査を受け、ISO14001の2004年版から2015年版へ移行が行われました。これにより、認証を取得している全ての機関においてISO14001の2015年版認証取得が完了しました。

環境マネジメントシステムの仕様として定められているISO14001は、2004年版が11年にわたり運用された後、2015年に改訂版が発行されました。

新規格である2015年版では、環境マネジメントシステムの要求事項に事業戦略が取り入れられ、環境パフォーマンスの向上が事業戦略の中核テーマに位置付けられています。

各機関においても、既存の環境マネジメントマニュアルについて、2015年版に沿った内容に見直す等の対応を行いました。改定したマニュアルを用いて、今後も環境マネジメントシステムを継続し維持していきます。



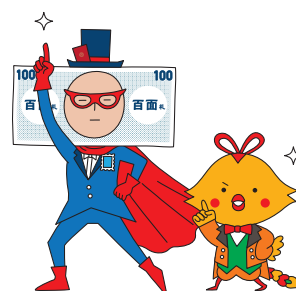
彦根工場審査の様子

内部環境監査

各機関において構築された環境マネジメントシステムについて、マネジメントマニュアルや手順書どおりに運用・維持が図られているか、環境目的等の達成に向けた取組が機能しているかについて、文書・記録の確認及び面談等を実施する内部環境監査を定期的に行っています。

内部環境監査の結果、平成30年度は全機関の合計で、是正処置等の対応が必要な不適合21件、不適合ではないが改善することが望ましい改善推奨事項31件であり、重大な不適合はありませんでした。一方、有益な取組として水平展開することが望ましい推奨事項は62件であり、環境に配慮した取組が各部門で積極的に行われており、良い取組とされた事項については部門間での共有を進めています。

内部環境監査の仕組み





環境法規制の遵守

環境法規制の遵守は、製造業を営む公的な事業者としての責務であり、業務を遂行する上での重要な事項の一つであることから、法令や都道府県条例等の遵守に確実に取り組んでいます。

各機関における環境マネジメントシステムによる自主点検に、本局によるチェック機能を含めた遵守体制を構築し、化学物質の管理や温室効果ガス排出抑制、省エネルギーその他環境保全に係る法規制に対して適正に取り組み、環境負荷低減や環境汚染の未然防止に努めています。

また、環境保全に資する調達取組として、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく環境物品等の調達の推進及び国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮し

た契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）に基づく契約の締結を行っています。

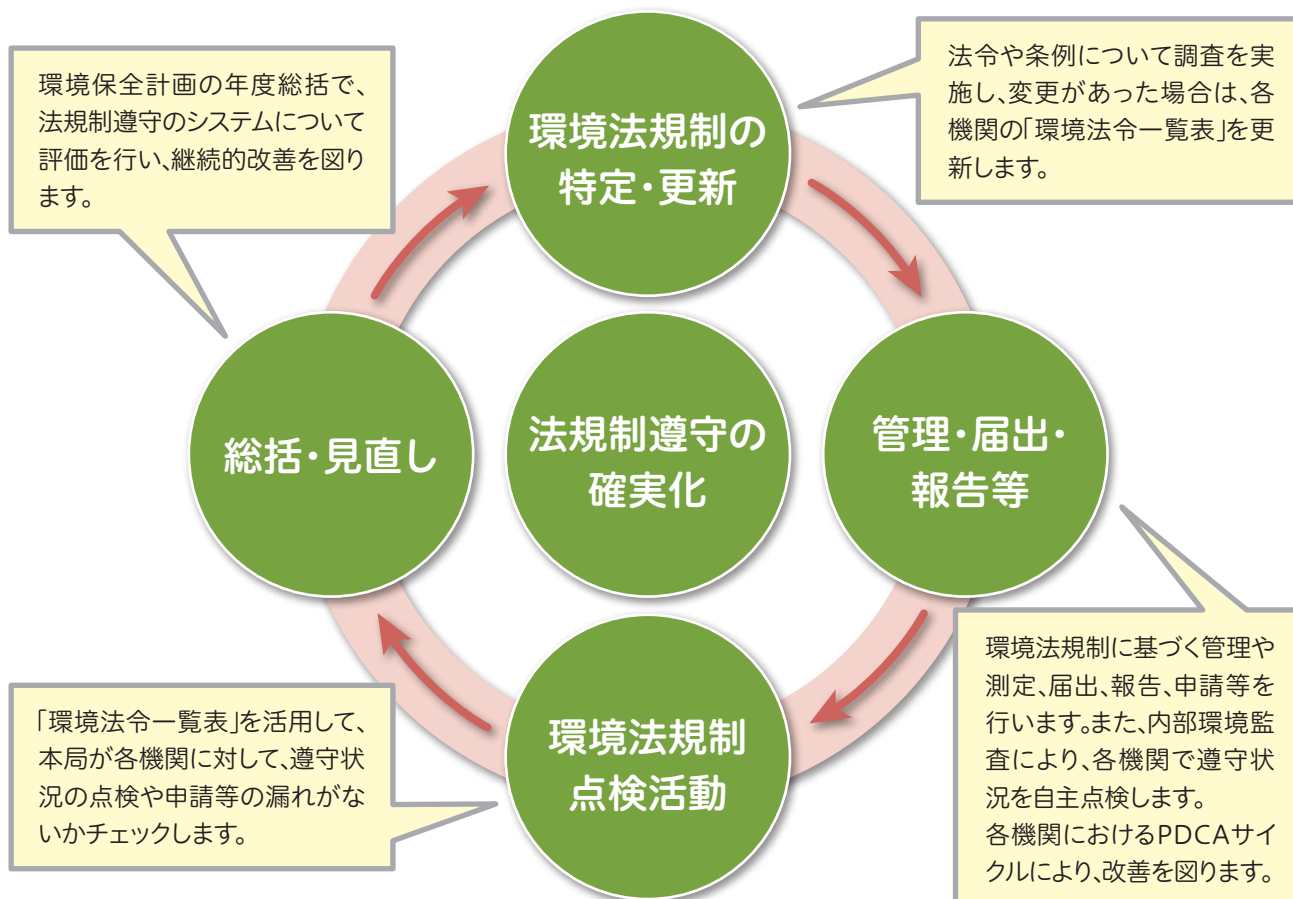
環境法規制の特定・更新

改正の頻度の高い環境法規制について、届出事項や定期報告、記録の保管の有無などを法規制別に整理した「環境法令一覧表」を各機関で作成し、対応しています。本局事務局は法令等について、機関事務局は都道府県条例等について調査を実施し、法規制が改正された事案については一覧表を更新するとともに、本局と各機関で情報共有を図っています。

管理・届出・報告等

環境法規制に基づき、廃棄物・化学物質の管理や排水・ばい煙の測定、特定施設設置などの所要の届出・

環境法規制遵守の仕組み



申請、温室効果ガスやエネルギー使用に係る定期報告を行っています。

また、化学物質については、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）における第一種指定化学物質の使用量削減や代替物質の検討など、環境負荷の大きい化学物質の削減に取り組んでいます。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物への対応

国立印刷局で保有しているポリ塩化ビフェニル廃棄物（PCB廃棄物）には、トランス類や安定器類があり、国の定める方針に従い各機関において漏えいや紛失がないように適切に保管・管理しています。

平成30年度は、研究所、王子工場及び小田原工場で保有されていた高濃度PCB廃棄物の処分を行いました。保有している高濃度PCB廃棄物については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）への搬入荷姿登録が完了し、処分時期が確定するまでの間、保管・管理を行ってまいります。



PCB廃棄物搬出の様子



PRTR制度への対応

PRTR制度とは、特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律に基づき、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業所から環境（大気、水、土壌）へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ運び出された量を把握・集計し、公表する国の制度のことです。平成30年度における第一種指定化学物質の排出量及び移動量の実績は下表のとおりとなっています。また、過去5年間の合計量の推移を下図に示しています。

第一種指定化学物質の排出量及び移動量

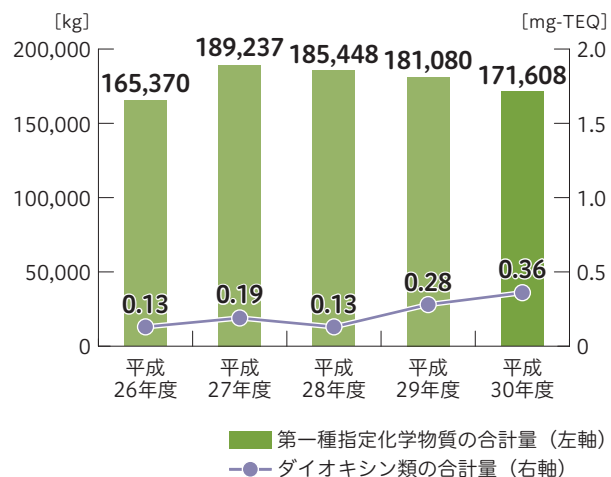
(単位：kg)

化学物質の名称	平成30年度
キシレン	1,060
コバルト及びその化合物	1,550
ポリ(オキシエチレン) =アルキルエーテル	165,757
マンガン及びその化合物	2,008
無水フタル酸	1,234

(単位：mg-TEQ)

ダイオキシン類	0.36
---------	------

第一種指定化学物質排出量及び移動量の合計量の推移





環境方針に基づく取組

省エネ法

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）は、燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場等の設置者等に対し、エネルギーの使用の合理化に関する所要の措置を講ずることとし、エネルギーの使用状況等を報告することを定めています。

国立印刷局は省エネ法に基づき、毎年度定期報告書及び中長期計画書を提出し、エネルギー使用の合理化等を適切かつ有効に実施するための取組方針として「国立印刷局エネルギー管理方針」を定め、エネルギー消費の改善を図っています。

また、省エネや電気の需要の平準化に向けた取組として、時間帯別や機械別等の詳細な使用量を把握する電力の見える化を進めています。

フロン排出抑制法

フロン類について製造から廃棄まで包括的な対策を取ることを目的として平成27年4月に施行された、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）に基づき、国立印刷局で保

有する業務用空調機等のフロン使用機器の点検、漏えい量の集約を行っています。

平成30年度は、算定漏えい量を報告する事象（1,000 t -CO₂ /年以上の漏えい）は発生しませんでした。



水銀汚染防止法

水銀汚染防止法は、水銀が人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であることから、水銀による環境の汚染を防止するため、水銀の掘採、特定の水銀使用製品の製造、水銀等の貯蔵に係る指針、水銀を含有する再生資源の管理等につい

TOPICS

岡山工場における省エネルギー月間の取組

経済産業省・資源エネルギー庁は、暖房等の電力消費量が多い2月を「省エネルギー月間」と定めており、本月間に岡山工場は独自に参画し、省エネに対する更なる理解と各自の具体的な活動に取り組んでいます。

平成30年度の取組では、ポスターの掲示による省エネ活動への推進、工場内省エネ施設の見学説明会、新旧の照明器具比較展示による省エネ効果の体験等を企画し、省エネに関する情報提供及び普及啓発活動を実施しました。

省エネ設備見学説明
(ソーラーパネル)



展示物
(消費電力の比較)

省エネ設備見学説明
(右：空調設備(空冷ヒートポンプ)、左：給湯器(エコキュート))



て定めるなど、水銀等による環境の汚染を防止し、人の健康の保護及び生活環境の保全を目的とした法律です。

国立印刷局においても、居室及び作業場で使用している蛍光灯には水銀が含まれていることから、その使用・保管及び廃棄について、適正に対応しています。

グリーン購入法(環境物品等の調達)

グリーン購入法とは、持続可能な発展による循環型社会の形成を目指し、国等が自ら率先して環境物品等を優先的に購入することで、需要面から環境物品等の市場を促進することを目的に制定されました。重点的に調達を推進すべき環境物品等の分野・品目(特定調達品目)と、その「判断の基準」が基本方針として定められています。

国立印刷局では、環境物品等の調達方針及び目標を定め、目標達成に努めています。平成30年度は20分野212品目について調達目標を100%と設定し、これを達成しました。

環境配慮契約法

環境配慮契約法は、国等が契約を結ぶ際に、価格のほか環境性能を含めて総合的に評価し、最も優れた製品やサービス等を提供する者と契約することで、環境負荷の小さい持続可能な社会の構築を目的として制定されました。

国立印刷局では、対象契約について環境配慮契約法に基づき契約を結んでおり、平成30年度においては、電気の供給を受ける契約について10件、産業廃棄物の処理に係る契約について22件及び自動車1台についての環境配慮契約を締結しました。

東京都環境確保条例

東京工場及び王子工場は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(東京都環境確保条例)に基づき、特定地球温暖化対策事業所として指定されて

おり、温室効果ガス排出量の報告及び削減が義務付けられています。

平成30年度は第二計画期間(平成27年度～31年度)にあたり、設備投資計画等の確実な実施によりエネルギー消費量を抑制し、削減目標達成を目指しています。

環境法規制点検活動の実施

国立印刷局全体としての環境法規制遵守を確実にするため、年に一度本局事務局で各機関を巡回し、「環境関連法令等遵守状況点検」を行っています。

平成30年度は第3四半期に点検を実施しました。環境保全施設の保守点検状況、法令等に基づく測定及び点検状況の確認を行い、過去の巡回点検のフォローアップとして、環境関連法令に基づく特定施設等の届出状況、PCB廃棄物の管理状況及びエネルギー管理標準の作成状況についても確認を行いました。

点検の結果、各機関において、環境保全施設の定期的な保守点検を実施し、また、法令等に基づく測定及び点検を確実に実施し、規制基準を遵守していることを確認しました。過去に指摘等があった機関においては、フォローアップについても対応しており、是正措置を要する機関はありませんでした。

一方、環境関連法令に基づく特定施設等については、設置場所等に関して、理解を深める必要があるとみられたため、各機関で特定施設等のチェック表を作成するとともに、次回点検時にチェック表の作成状況及び理解状況についての確認を行います。今後も点検活動を通じてチェック体制を維持し、確実な環境法規制遵守に取り組めます。





環境方針に基づく取組

総括・見直し

第4四半期に環境保全計画の実施状況の総括を行う中で、遵守体制が有効であったかどうか、手順に改善すべき点があるかどうか、本局と各機関の情報共有や連携が円滑であったかどうか等について見直しを行い、継続的改善を図っています。

平成30年度の見直しの結果、目標を達成できなかった廃棄物削減については、資源の有効活用などの削減対策を再度見直し、継続して削減に取り組むこととしました。また、条例へ更なる対応が必要な機関については本局と機関の情報共有を通じて円滑に対応していくこととしました。

平成30年度の環境法規制遵守状況について

環境報告書対象期間及び報告対象組織において、環境法規制の罰則適用事案はありませんでした。

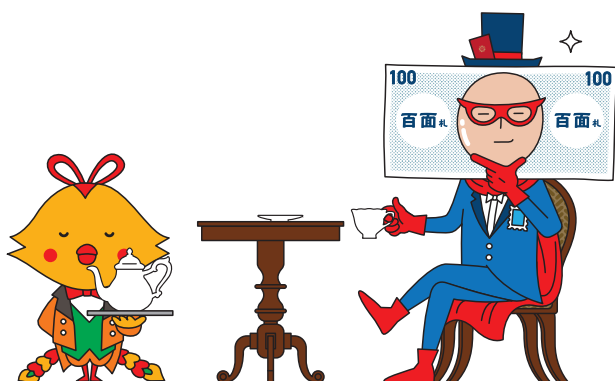
TOPICS

環境法令集合研修

平成30年度環境保全計画に基づき、事業を行う上で必要な環境法令及び条例について学び、実務担当者の能力向上を図ることを目的として、本局及び各機関の環境担当者に対して環境法令集合研修を行いました。

平成29年度の本局担当者が講師となり行った研修に引き続き、より理解を深めるために専門の講師による講義を実施したことで、環境法令の種類や内容、各機関に係る条例の基礎知識を習得でき、法令遵守の意識を高めることができました。

引き続き環境法規制に関する教育を定期的実施し、環境法規制に精通した人材の育成に取り組んでいきます。



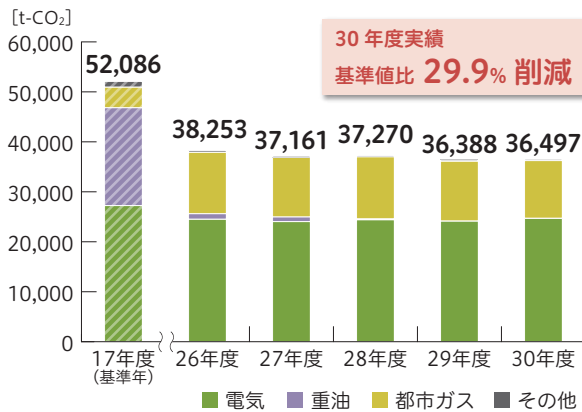
温室効果ガス 排出量の削減

温室効果ガス排出量の削減

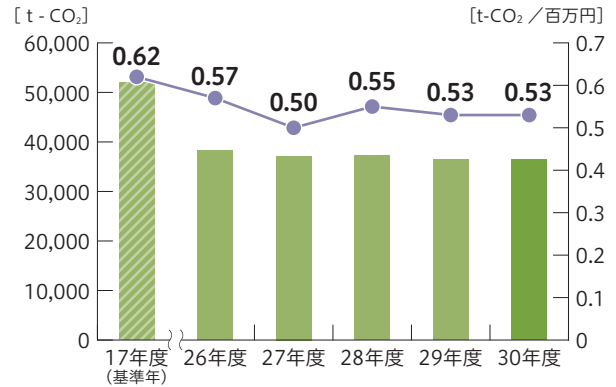
国立印刷局の温室効果ガス排出量は36,497t-CO₂であり、基準年である平成17年度と比較して29.9%の削減を達成し、目標である24%以上削減を上回る結果となりました。要因としては、空調機の更新やLED照明器具の採用など、エネルギー効率の高い設備の導入を実施したことが挙げられます。また、各機関におけるISO14001に基づく環境マネジメントの着実な運用に努めた結果といえます。

また、近年、事業者自らによる温室効果ガス排出量のみならず、原料調達・製造・物流・販売・廃棄等、一連の事業活動全体から発生する温室効果ガス排出量を把握する動きが広がっています。国立印刷局もこのような動きに注目しており、引き続き社会全体の動向を踏まえ、日本銀行券などの製品を安定的かつ確実に供給する公的な事業者としての使命を果たしつつ、取組可能な削減を推進していきます。

温室効果ガス排出量の推移



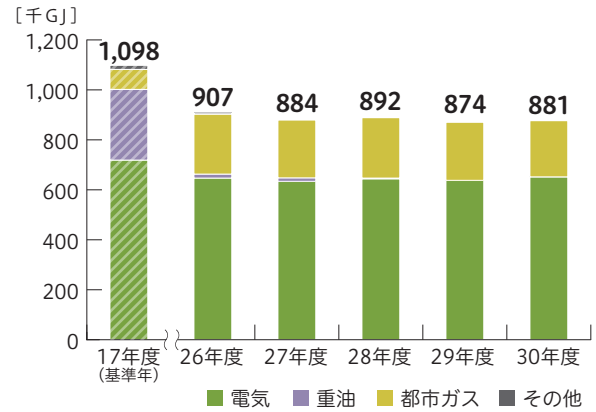
温室効果ガス排出量／売上高原単位の推移



総エネルギー使用量の削減

平成30年度における総エネルギー使用量は880.5千GJでした。各機関の環境保全施設の更新により燃料消費量の削減効果(省エネ効果)が得られたことで、平成17年度と比較し、減少しています。

総エネルギー使用量の推移



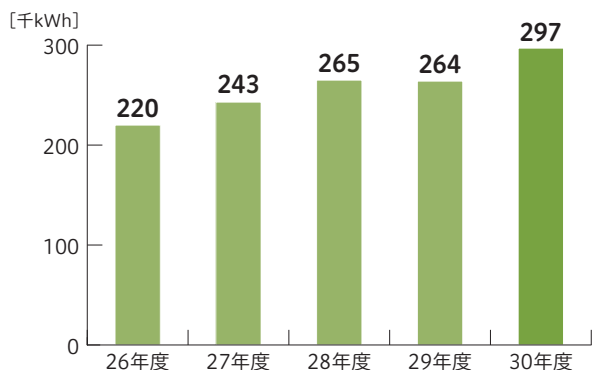


環境方針に基づく取組

太陽光発電設備による発電実績

国立印刷局では平成22年度から、自然エネルギーを活用するため、太陽光発電設備による発電を行っています。現在7機関で太陽光発電が導入されており、平成30年度の発電量の合計は約297千kWh*でした。

太陽光発電量実績

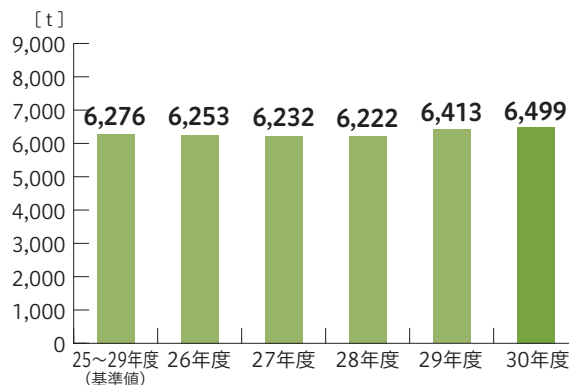


*平成29年度のデータは、一部機関の4月から12月分のデータが未集計となっています。

製紙汚泥は製鉄のフォーミング抑制剤に、貼付工程から排出される廃プラスチックはRPF*にリサイクルされています。国立印刷局では可能な限り最終処分量を減らすために、廃棄物のリサイクルに積極的に取り組んでいます。

*RPF：マテリアルリサイクルが困難な古紙や廃プラスチックを原料とした燃料のこと

廃棄物排出量の推移



資源使用量の抑制及び廃棄物の削減

廃棄物の削減

廃棄物の排出量については、環境保全計画に基づき、リサイクル資源としての有効利用や廃棄物の削減に努めましたが、廃棄物排出量の実績は6,499 tとなり、基準値(過去5年間の排出量の平均値)に対して3.5%の増加となりました。

主な増加要因として、製紙排水の増加が挙げられ、その対策として、製紙排水処理設備の更新を予定しています。また、水性ワイピング廃液処理設備の更新等の取組を進め、削減に努めます。

廃棄物のうち、回収後にリサイクルされるものと最終処分されるものに分けると、最終処分量は1,568 tであり、全廃棄物の24.1%でした。例えば、界面活性剤廃液汚泥は、焼却処分の際に発生する焼却灰が路盤材等にリサイクルされています。その他

国立印刷局から排出される廃棄物や有価物のうち、リサイクルされている物質の例

リサイクル後の物質

界面活性剤廃液汚泥	路盤材等
廃プラスチック	再生プラスチック、RPF
試刷用紙	トイレットペーパー
製紙汚泥	製鉄のフォーミング抑制剤
機械廃油	燃料油
官報使用済版面	アルミニウム製品

国立印刷局の製造工程で再利用している物質の例

再利用先

断裁屑	製紙材料
-----	------

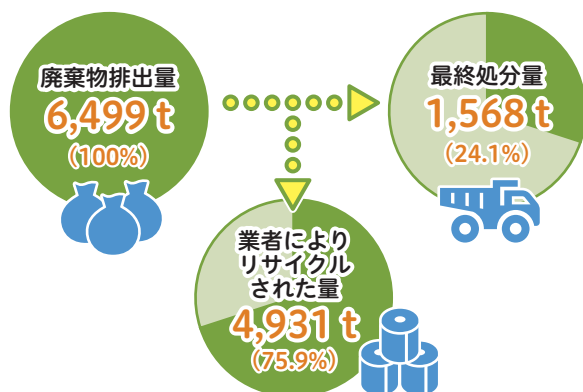


フォーミング抑制剤と製紙汚泥



廃プラスチックからできたRPF

平成30年度の廃棄物処理の内訳

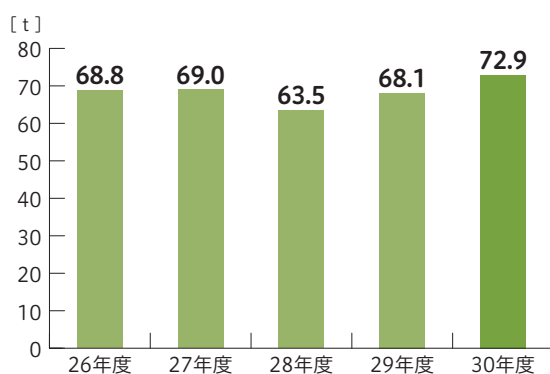


コピー用紙の使用量

平成30年度のコピー用紙使用量は72.9 tでした。前年度に比べ、増加した主な要因としては、国立印刷局全体の約4割のコピー用紙使用量を占めている本局において使用量が増加したことです。引き続き両面印刷等を推進し、使用量抑制に取り組んでいきます。

また、コピー用紙の計画的な購入に努め、適正な管理に取り組むこととします。

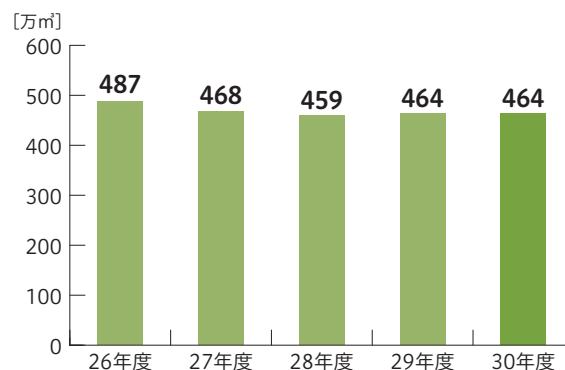
コピー用紙使用量の推移



水の使用量

平成30年度の水の使用量実績は464万m³でした。今後も引き続き節水に努めていきます。

水使用量の推移



環境負荷を配慮した製品設計・製造

環境に配慮した設備の導入

温室効果ガス排出抑制による環境負荷低減のため、環境に配慮した設備の導入を進めています。

平成30年度においては、高効率変電設備の更新(東京工場)、LED照明器具への更新(小田原工場・彦根工場・岡山工場)、高効率空調機への更新(東京工場・小田原工場・静岡工場・彦根工場)が挙げられます。

これらの設備更新により、温室効果ガス削減が図られました。

今後も省エネルギーの推進を図るとともに、新規設備の導入や更新において、環境負荷低減に向け、より効果的な設備の導入を進めていきます。

環境負荷を配慮した製品設計と研究開発

国立印刷局では製品開発、設計、製造から廃棄段階までの環境負荷に配慮した製品設計・製造に努めており、環境負荷低減に向けた研究開発に取り組んでいます。

例えば、低エネルギーで乾燥する省エネルギーインキの開発等の研究開発を行っています。今後も環境負荷に配慮した研究開発に継続して取り組みます。

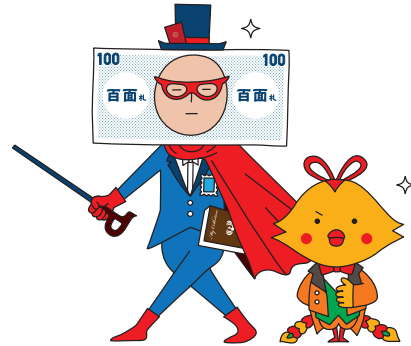


環境方針に基づく取組

環境会計

環境会計とは、環境保全への取組を効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的に測定し伝達する仕組みです。

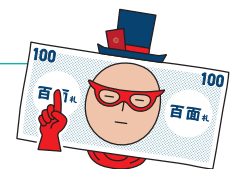
国立印刷局では、平成18年度から環境保全活動の取組に対する費用対効果の把握を進め、「環境会計」として取りまとめ、公表しています。



平成30年度 環境保全コスト

(単位：百万円)

分類	投資額	費用額	主な取組内容
1 事業エリア内コスト	303	1,480	
① 公害防止コスト	0	801	排水処理設備改修、 設備点検清掃
② 地球環境保全コスト	303	195	空調設備更新、変電設備更新、 照明設備更新
③ 資源循環コスト	0	484	廃棄物収集運搬及び処理作業、 設備点検作業
2 上下流コスト	0	143	環境物品等の調達(グリーン購入)
3 管理活動コスト	0	58	ISO14001 審査登録費用、 環境報告書作成
4 研究開発コスト	0	136	環境に配慮した諸材料の開発
5 社会活動コスト	0	5	環境保全団体活動支援
6 環境損傷対応コスト	0	1	汚染負荷量賦課金
合計	303	1,823	



環境保全対策に伴う経済効果(実質的効果)

(単位：千円)

効果の内容	金額	
収益	鉄屑、古紙などの売却	59,674

環境保全に関する啓発活動の推進

広報誌の活用

月一回発行している職員向け広報誌「時報」を活用して、環境保全に関する様々な情報を職員に提供し、啓発活動に努めています。平成30年7月号では年間のエネルギー使用量等の実績について、また、8月号では環境月間の取組について報告しました。さらに、各機関における環境保全の取組として、ISO14001認証維持及び更新審査に向けた活動等のトピックスを紹介しました。



環境教育

国立印刷局における環境保全の取組についての講義を、新規採用職員研修や研修センターで行われる技術系研修の科目の一つとして実施し、年度研修計画で予定していた研修を100%実施しました。

また、各機関において、人事異動による転入者を対象とした研修を実施しており、各職場の環境推進員が中心となって取組状況の周知や役割分担の引継ぎを行うことで、スムーズな乗り移りが図られるように工夫しています。環境教育は記録として残し、職場の教育実績の管理にも役立てられています。さらに、環境関連の法定資格について、各機関の取得者が複数名となるよう計画的な育成に努めています。

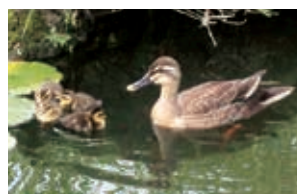
環境キャンペーンへの参画

国立印刷局は、環境省が推奨する、低炭素社会実現に向けた知恵や技術をみんなで楽しく共有し、発信する気候変動キャンペーン「Fun to Share」への賛同と併せ、2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減するために、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動などあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」に参画しています。その一環としてクールビズやウォームビズ、クールアース・デーにおける節電の取組、省エネルギー及び温室効果ガスの削減を推進しています。また、内部研修や広報誌を通じ、「COOL CHOICE」について職員に周知し、参画を推進しています。



生物多様性の取組

静岡工場では、様々な動植物が生息する工場内の平心池を「生物多様性保護区域」に指定しています。また、生物多様性マップを掲示し、平心池の春夏秋冬の様子を紹介することで、環境保全に関する職員の意識向上を図っています。平心池には、カルガモの親子や水辺の宝石と呼ばれるカワセミをはじめ、たくさんの野鳥が集まり、「生物多様性」を考える良い機会となっています。





環境方針に基づく取組



1972年6月5日にストックホルムで開催された「国際連合人間環境会議」を記念して、国連では**6月5日を「世界環境デー」**と定めています。

日本では、環境基本法において**6月5日を「環境の日」、6月の1か月間を「環境月間」**と定め、環境保全活動の普及、啓発に関する各種行事等を行うこととしています。

国立印刷局の各機関においても、環境に対する理解を深めるとともに、環境保全活動の一層の推進を図るため、国の環境月間に合わせて様々な取組を実施しています。各機関の取組の一部をご紹介します。

東京工場

環境保全施設等の管理状況点検

東京工場では、環境保全施設等の管理状況点検として、廃液槽等における公害発生防止状況の確認及び廃棄物集積所やPCB廃棄物保管場所における保管状況の確認を行いました。

点検の結果、廃液槽の防液堤の破損等もなく問題ありませんでした。また、廃棄物集積所における保管状況も良好でした。

環境月間においては各種行事を実施しましたが、環境月間のみならず、環境保全施設点検等の活動について年間を通じて継続的に取り組み、環境保全に努めていきます。



小田原工場

構外美化運動の実施

小田原工場では職員の環境保全意識高揚と、地域の美化に貢献することを目的に構外美化運動を行いました。

工場敷地外の困障周りにおいて、各部門の職員による清掃を行い、環境保全の意識向上を図ることができました。

次年度以降についても環境保全を取り巻く情勢を踏まえ、た行事を企画し、一層の環境保全の推進を図っていきます。



王子工場

リサイクル施設等の見学

王子工場では、各部課等から職員がスーパーエコタウン*内の中央防波堤外側埋立処分場、廃棄物処理施設の見学のほか「東京都水の科学館」及び「東京都虹の下水道館」の見学を行いました。見学を通じてゴミ減量の重要性、水資源及び社会インフラとしての下水道事業の重要性について学びました。

*スーパーエコタウンとは

東京都が、首都圏における廃棄物問題の解決と環境産業の立地を促進し、循環型社会への変革を目的として推進した事業で、臨海部の都有地に廃棄物処理・リサイクル施設を整備したものです。



静岡工場

環境施設の見学

静岡工場では、静岡市沼上資源循環学習プラザ「しずもーる沼上」の見学を行いました。この施設は4R（リフューズ・リユース・リデュース・リサイクル）の意義を多くの人に周知するため設立された施設です。

見学では、静岡市における資源の循環やリサイクルに関する状況を体感し、環境保全に対する意識の向上を図ることができました。



彦根工場

環境講演会の実施

彦根工場では、外部講師による「水の再生講座～滋賀県の下水道について～」の環境講演会を実施しました。私たちの身近にある下水道について、

「水再生・水循環」の視点で下水道の役割について講話をいただきました。マンホールのデザインが地域ごとの特色を反映していることや琵琶湖周辺は田畑が多く、し尿が肥料として重宝されていたことにより下水道の整備が遅れていたことなど、下水道を取り巻く歴史や現状を学び、理解を深めることができました。



岡山工場

用排水施設の見学

岡山工場では、転入者及び新規採用者を対象に、工業用水の処理工程、河川及び下水道放流水の処理工程の説明及び用排水施設見学を行いました。河川放流については構外の放流経路の見学と環境設備に関する知識の付与を行いました。

また、有害物質防止施設の見学を行い、薬品等の有害物質が雨水経路に流れ込んだ場合の対処方法及び流出防止の仕組みについて説明を行い、環境法令遵守について理解を深めました。



用排水施設見学

用排水施設説明
(処理後の排水)

本局

環境講演会の実施

本局では、外部講師を招き「日本周辺海域における海洋ごみの現状」をテーマに環境講演会を開催しました。

近年、世界の海で問題となっている、「海洋ごみ(街で発生した生活系のごみが、海まで流れ出たごみ)」の現状、さらに、海洋ごみの中でも、「マイクロプラスチック(プラスチック製品が海上で紫外線や波の力により細かく砕けたかけら)」が、海洋生物の生態系にも影響を与えてきている状況など、新たな海洋汚染問題が起きていることについての講演をいただきました。

海に囲まれた国に住む私たちにとって、大変興味深い内容の講演であり、改めて、環境問題についての意識を高める良い機会となりました。



中国みつまた調達所

雨水の再利用設備の点検

中国みつまた調達所(本局)の久世倉庫では、雨水を再利用してみつまた試験畑へ水やりをしています。

環境月間では、雨水タンク及び配管の破損や漏れの点検、雨水タンク内の清掃を行いました。今後も定期的に点検・清掃を行い、資源の有効活用を図っていききたいと思います。



再利用設備(倉庫の雨樋を雨水タンクに接続)



雨水タンク内の清掃

研修センター

産業廃棄物処理状況の現地確認

研修センター(本局)では、研修センターから排出される廃棄物の処理が適切に行われているかを確認することを目的として、廃棄物処分請負業者に赴き、廃棄物の収集、運搬及び処分に係る委託契約の内容について現地確認を行いました。その結果、適正に中間処理が行われていたことを確認しました。



四国みつまた調達所

節電等の実施状況の確認

四国みつまた調達所(本局)では、空調、照明、OA機器等の節電実施状況を確認しました。照明については、昼休み時間帯に全消灯を心掛けました。

今後も継続して節電の取組を進めていきます。



研究所

環境講話の実施



研究所では「環境マネジメントシステムの必要性と研究所に関係する環境法令について」をテーマに、「水質汚濁防止法」や「騒音規制法」、「振動規制法」、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」の概要及び要点等について外部講師による講話を実施し、環境法令への理解を深めました。

研究所では「環境マネジメントシステムの必要性と研究所に関係する環境法令について」をテーマに、「水質汚濁防止法」や「騒音規制法」、「振動規制法」、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」の概要及び要点等について外部講師による講話を実施し、環境法令への理解を深めました。

VOICE

「事務局として環境月間行事を企画して」 研究所 総務室 藤井伸人

研究所では、多数の実験装置や多種の薬品を使用し、研究等を進めているため、関係する環境法令の概要及び要点についての理解を深めることを目的に、「研究所に関係する環境法令について」をテーマに外部講師による環境講話を企画しました。

現在、研究所では少量多品種の薬品(化学物質等)を保有・使用していますが1つの化学物質に対して毒劇法や消防法等の複数の法令が適用されている場合や、導入する装置に対して騒音規制法、振動規制法または県条例等の届出が必要な場合があります。

そのため、事務局だけではなく研究員の方にも環境法令を理解してもらうために、いかにわかりやすい研修を行うかをポイントに外部講師と調整を重ね、今回の環境講話を行いました。

研究所では継続的に環境に関する研修を計画・実施し、環境に関する理解を深め、これからも環境保全に努めていきます。





リスク管理・コンプライアンス推進等の取組

リスク管理・ コンプライアンス推進の取組

国立印刷局は、国民の社会・経済活動において必要不可欠な日本銀行券等の製品を製造している法人であることから、次の基本方針及び推進体制に基づき、毎年度リスク管理・コンプライアンス推進実施計画を策定し、リスク管理及びコンプライアンスの推進に積極的に取り組んでいます。

基本方針

- ・国立印刷局は、全ての活動の原点を社会的な信頼に置き、コンプライアンスの確保を経営上の最重要事項の一つと位置付けて取り組むこととする。
- ・役職員は、自ら率先して国立印刷局におけるコンプライアンスを実践する。

リスク管理

業務に潜在するリスクを把握・評価した上で、その顕在化の防止又は顕在時の被害低減に向けた対策を策定、実施するとともに、その実施状況をモニタリングし、必要に応じて是正・改善するなど、的確なリスク管理を行っています。また、リスク事案発生時には、速やかに初動対応を図るとともに、発生原因の分析、再発防止策の実施並びに本局及び各機関との情報共有を図り、類似リスク事案の発生防止に努めています。

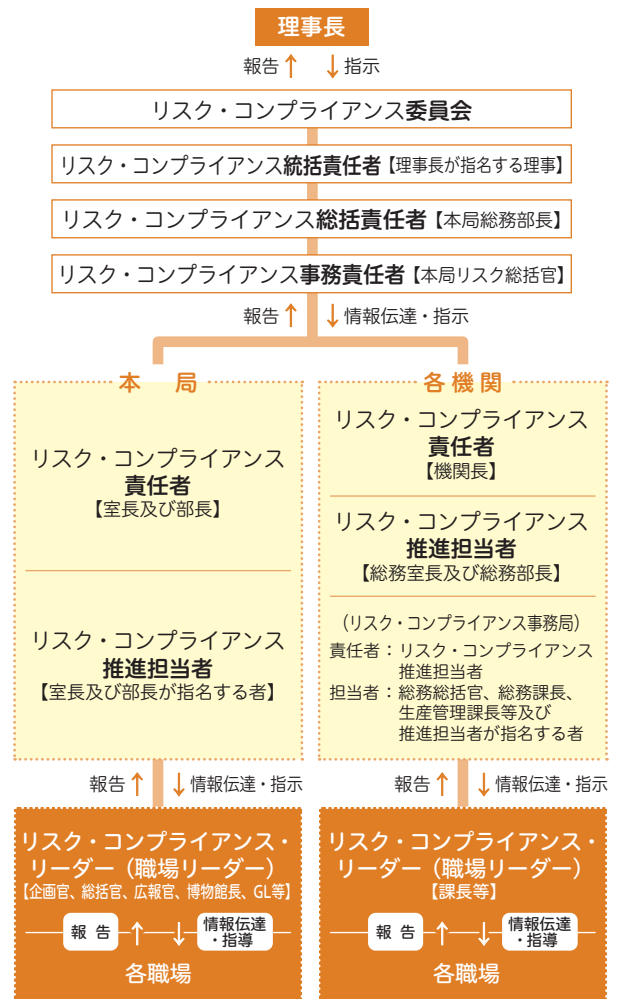
コンプライアンスの推進

コンプライアンスに関する研修や職員意識調査の実施、コンプライアンス・マニュアルの作成・配布、内部通報窓口の周知等、コンプライアンス意識の啓発に取り組んでいます。

なお、コンプライアンス・マニュアルには、社会に対する行動指針として「地球環境保全への取組」を

掲げ、環境基準を遵守し、環境負荷の少ない製品やサービスの提供を心掛けるとともに、省エネルギーや資源のリサイクル等に積極的に取り組み、環境面において社会的責務を果たすこととしています。

推進体制図



情報管理

国立印刷局は国民の社会・経済活動に不可欠な公共性の高い製品を扱っていることから、「独立行政法人国立印刷局情報セキュリティ基本方針」を策定して高い水準の情報セキュリティ対策の実施に取り組んでいます。具体的には、情報セキュリティに関する計画を策定し、システム機器等のセキュリティ強化やシステムのぜい弱性検査等を実施するとともに、職員に対する情報セキュリティ教育や情報セキュリティ遵守事項の自己点検等に取り組んでいます。

労働安全衛生の取組

国立印刷局では、労働災害発生状況等を踏まえ、毎年度安全衛生管理計画を策定しています。この計画に基づき労働安全衛生関係法令等の遵守はもとより、安全衛生教育の積極的推進や安全活動の活性化、リスクアセスメント活動等を通じて、安全かつ安心して働ける職場環境づくりに取り組んでいます。

労働災害情報の共有

労働災害等の発生情報は、国立印刷局のイントラネットへの掲載等により、全職員が情報を共有することで類似災害の未然防止に努めています。また、この情報はKYT（危険予知訓練）などの職場内の安全活動の資料としても活用しています。

リスクアセスメントの実施

設計・開発段階、作業及び化学物質についてリスクアセスメントを実施し、潜在的な危険性や有害性の排除に取り組んでいます。

また、安全データシート（SDS）の交付義務対象である物質を取り扱う職場において、化学物質リスクアセスメントを確実に実施するとともに、より有害性の低い代替物質への切替えを推進しています。

衛生管理の取組

各種健康診断を行い、有所見者に対する保健指導などフォローアップをきめ細やかに実施しています。また、長時間労働による健康障害防止のため、時間外・休日労働時間が1か月当たり45時間を超えた職員に対して産業医又は保健師による面接指導等を実施し、職員の健康管理に努めています。

メンタルヘルス対策の実施

厚生労働省「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に従って、国立印刷局における心の健康の保持増進のための措置が適切かつ有効に実施されるよう、あわせて国立印刷局の生産性の維持及び働きやすい職場づくりのために「国立印刷局における心の健康づくり計画」を策定するとともに、メンタルヘルス不調により休業した職員が円滑に職場復帰できるよう、「職場復帰支援プログラム」により適切に対応しています。また、メンタルヘルス不調の未然防止のため、カウンセラーによるセルフケア面談や管理監督者を対象としたラインケア面談を行っています。

さらに、ストレスチェック制度についても、国立印刷局全体で取り組み、メンタルヘルス対策の充実を図っています。

労働災害率の推移

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
度数率※1 (製造業)	1.06	1.06	1.15	1.02	1.20
度数率 (国立印刷局)	0.50	0.51	0.00	0.13	0.39
強度率※2 (製造業)	0.09	0.06	0.07	0.08	0.10
強度率 (国立印刷局)	0.02	0.02	0.00	0.01	0.02

※1 度数率：100万延べ実労働時間当たりの労働災害による休業災害件数で災害発生頻度を表す。

※2 強度率：1,000延べ実労働時間当たりの労働損失日数で災害の重さの程度を表す。

採用

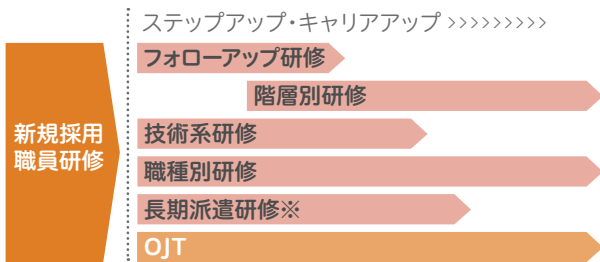
国立印刷局に求められるニーズに迅速かつ的確に対応していくため、毎年度、国家公務員試験からの採用に加えて、職務の特殊性等を踏まえつつ、技能職については、大学院、大学、高等専門学校及び高等学校卒業者を対象とした採用試験を実施しています。

国立印刷局では、事業の遂行、技術・技能の伝承に必要な意欲と能力のある人材を採用し、人材の育成及びその活用を進めるとともに、社会的要請も踏まえた人材の採用・登用を進めています。



人材育成

国立印刷局では、「世界に誇る技術と信頼を保持し、社会に貢献する」ことを目指し、職員の組織への貢献と成長をサポートするため各種教育研修を実施し、変化に対応できる「自律型人材」や、ものづくりを支える「技能人材」の育成を図っています。これら人材育成の拠点として、神奈川県小田原市に研修センターを設置しており、若年層に対する研修はもとより、階層別研修や技術系研修など、ステップアップ・キャリアアップのための研修を実施しています。その他、国内外の大学や民間企業への派遣を行っています。



※国内外の大学や民間企業への派遣

女性職員の活躍とワークライフバランスの推進

政府方針における男女共同参画社会の実現と国立印刷局の持続的な発展を目指すためには、「女性の力」を最大限に発揮できるようにすることが重要と考えています。女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づく「国立印刷局一般事業主行動計画」の確実な推進に努めるとともに、女性職員の職域拡大や多様な職務経験の付与を推進し、キャリア形成支援と計画的な育成に努めています。

～「国立印刷局一般事業主行動計画」について～

国立印刷局では、女性の活躍を計画的かつ着実に推進しながら、仕事と子育ての両立、超過勤務の縮減、年次有給休暇の取得の促進等を図り、職員全員が働きやすい環境づくりに努めています。また、男性の育児休業の取得も積極的に推進しています。


女性職員の割合等

	平成29年度	平成30年度
新規採用者のうち女性の割合	33%	34%
管理的地位にある女性の割合	2.9%	3.8%
製造を担う工場の監督的地位にある女性の割合	4.1%	5.1%
全職員のうち女性の割合	21%	21%
平均勤続年数	男性：25年 女性：23年	男性：25年 女性：22年

育児休業取得率等

	平成29年度	平成30年度
育児休業取得率	男性：38% 女性：100%	男性：34% 女性：100%
平均残業時間数	10時間 / 月	10時間 / 月
年次有給休暇の取得率	80%	80%

VOICE 育児休業を取得して
小田原工場 検査部検査第3課 小林礼希
 私は、二男出生後に育児休業を取得しました。取得するにあたり、早く送り出していただいた職場に感謝しています。
 育児休業中には家事や育児をするだけでなく、旅行や外出をして家族みんなが楽しめるよう心掛けました。その結果、心身共にリフレッシュし、満足できる時間を過ごせたと感じました。今後も家族の時間を充実させていきたいと思えます。





コミュニケーション

工場見学

東京工場、小田原工場、静岡工場及び彦根工場において工場見学を受け入れています。見学廊下からガラス窓越しにお札が印刷される様子が見学できるほか、お札の製造工程や偽造防止技術等について、映像やパネル展示、体験装置を通じて楽しく学ぶことができます。近隣住民の方々や学校関係者による社会見学等も積極的に受け入れ、地域への貢献に努めています。

見学

火曜日・木曜日の午前と午後1回ずつ
各回40名まで
(インターネット予約又は工場への電話予約が必要)
※詳細は、国立印刷局ホームページでご案内しています。



工場見学の様子

お札と切手の博物館

お札と切手の博物館では、製造者ならではの視点で偽造防止技術の歴史を紹介するとともに、歴代のお札や

切手の展示を通じて社会背景の変化や技術の進歩によるデザインの移り変わりなどを紹介しています。さらに、世界各国のお札と切手、国立印刷局が製造した各種製品や、お札の製造と深い関わりをもつ銅版画など、様々な資料を展示しています。また、特別展示や体験イベントなどを実施しています。これらの活動を通じて、社会教育施設として小・中学校等のグループ学習や一般団体見学を多く受け入れ、地域の学習支援に努めています。

常設展示

偽造防止技術の歴史、偽造防止技術体験コーナー、お札の移り変わり、世界のお札、世界の切手、お札の芸術、旅券・官報・諸証券等

特別展示(平成30年度実績)

- 明治150年関連施策展示(第1回)
『キヨツソーネの描いた西郷どん』
(平成30年3月27日～4月22日)
- 凹版印刷体験イベント
(平成30年4月28日～5月6日)
- 明治150年関連施策展示(第2回)
『江戸から明治へー明治の技術革新ー』
(平成30年5月8日～7月16日)
- 平成30年度第一回特別展
『お札の世界で宝さがし 7つの島の大冒険』
(平成30年7月18日～9月2日)
併設：手すき体験イベント (平成30年7月20日～8月26日)
- 明治150年関連施策展示(第3回)
『明治期印刷局の装丁技術』
(平成30年9月26日～11月11日)
- 平成30年度第二回特別展
『お札の色切手の色～偽造を防ぐ技と美～』
(平成30年12月18日～平成31年3月3日)



常設展示



手すき体験イベント



平成30年度第一回特別展



平成30年度第二回特別展



イベントの開催・参加

国立印刷局では、各種イベントを実施しています。平成30年度に開催・参加した主なイベントは次のとおりです。



お金と切手の展覧会



子ども霞が関見学デー

平成30年度のイベント開催・参加実績

内 容	期 間	場 所	来場者数
第39回小田原工場観桜会	平成30年4月7日・8日	国立印刷局小田原工場	約2,270名
第29回東京国際コイン・コンヴェンション	平成30年4月28日～30日	東京都中央区 ロイヤルパークホテル	約8,600名
子ども霞が関見学デー	平成30年8月1日・2日	財務省、国立印刷局東京工場	約1,600名
第41回お金と切手の展覧会	平成30年8月11日～17日	青森県弘前市さくら野百貨店 弘前店	約7,400名

※その他、夏休み期間等を活用し、親子で学べる工場見学イベントの実施や、日本銀行の企画イベントへの参加等を実施しました。

ホームページ

国立印刷局ホームページは、国立印刷局の組織や製品等に関する情報を国民の皆様幅広く提供しています。法令等で定めのある公表事項を確実に掲載し、情報を提供するとともに、国立印刷局に関する情報のタイムリーな発信に努めています。

「環境への取組」ページでは、国立印刷局環境方針、環境報告書、環境保全に資する調達、ISO14001認証取得、地球温暖化対策計画書等のデータを公表しています。



Facebook

国立印刷局 Facebook は、国立印刷局からの告知事項、製品・サービスに関する情報、イベント・博物館の案内等の記事を投稿しています。組織に対する信頼感を醸成するため、親しみやすい文体で、効果的な情報の拡散に努めています。環境関係では、「環境報告書2018を公表しました」（2018年7月30日）を紹介しました。



環境報告書の ユニバーサルデザイン

国立印刷局では環境報告書2016からカラーユニバーサルデザイン（色の見え方の違いを問わず、誰もが認識しやすい配色に配慮したデザイン）及びユニバーサルデザインフォント（視力の程度を問わず、読みやすいようデザインされた書体）を採用しています。より多くの方に誤読なく、利用しやすい報告書を心掛けて作成しています。

障害を理由とする差別の 解消の推進について

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の施行に伴い、国立印刷局においても内部規程を制定しています。

例えば、工場見学者用に車いす用の昇降機及び多機能トイレを設置したり、採用時研修の際に手話通訳をつける等の対応を行っています。今後も引き続き「不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮の提供」に努め、相談窓口を通じて障害のある方々からの各種相談に対応していきます。



←車いす用昇降機



↑多機能トイレ



←採用時研修での手話

COLUMN

お札の識別性向上の取組

識別マーク

ザラザラとした触感のある深凹版印刷で、券種ごとに違う形の識別マークを付けています。



かぎ型
（一万円券）

八角形型
（五千円券）

横棒
（千円券）

点字の「に」
（二千円券）

ホログラムの透明層

一万円券と五千円券にはツルツルとした触感のホログラムが付いていて、形にも違いを持たせています。



お札識別アプリ「言う吉くん」

目の不自由な方のために、お札にカメラをかざすと、音声と大きな文字で金額をお知らせするiPhone用アプリケーション「言う吉くん」を開発し、無料配信しています。

※真偽判別機能はありません。



せんえん



環境報告ガイドライン対照表

環境報告ガイドラインにおける項目	本報告書における対象項目	掲載ページ
環境報告の基礎情報		
1 環境報告の基本的要件		
・ 報告対象組織	編集方針	1
・ 報告対象期間	編集方針	1
・ 基準・ガイドライン等	編集方針	1
・ 環境報告の全体像	編集方針	1
2 主要な実績評価指標の推移		
主な実績評価指標の推移	達成度一覧、温室効果ガス排出量の削減、資源使用量の抑制及び廃棄物の削減	13～14、17～24
環境報告の記載事項		
1 経営責任者のコミットメント		
・ 重要な環境課題への対応に関する経営責任者のコミットメント	理事長からのごあいさつ、環境方針	3、11
2 ガバナンス		
・ 事業者のガバナンス体制	環境マネジメントシステム、リスク管理・コンプライアンス推進等の取組	15、16、29
・ 重要な環境課題の管理責任者	環境マネジメントシステム	15、16
・ 重要な環境課題の管理における取締役会及び経營業務執行組織の役割	環境マネジメントシステム	15、16
3 ステークホルダーエンゲージメントの状況		
・ ステークホルダーへの対応方針	－	－
・ 実施したステークホルダーエンゲージメントの概要	環境保全に関する啓発活動の推進、コミュニケーション	26～28、32～34
4 リスクマネジメント		
・ リスクの特定、評価及び対応方法	環境マネジメントシステム	15～16
・ 上記の方法の全社的なリスクマネジメントにおける位置付け	リスク管理・コンプライアンス推進等の取組	29
5 ビジネスモデル		
・ 事業者のビジネスモデル	事業概要、お礼ができるまで、官報ができるまで	5～10
6 バリューチェーンマネジメント		
・ バリューチェーンの概要	お礼ができるまで、官報ができるまで、リスク管理・コンプライアンス推進等の取組	7～10、29～32
・ グリーン調達の方針、目標・実績	環境法規制の遵守	20
・ 環境配慮製品・サービスの状況	環境負荷を配慮した製品設計	24
7 長期ビジョン	－	－
8 戦略	－	－
9 重要な環境課題の特定方法		
・ 事業者が重要な環境課題を特定した際の手順	環境方針、環境マネジメントシステム	11、15、16
・ 特定した重要な環境課題のリスト	達成度一覧	13、14
・ 特定した環境課題を重要であると判断した理由	環境マネジメントシステム	15、16
・ 重要な環境課題のパウダグリー	お礼ができるまで、官報ができるまで	7～10
10 事業者の重要な環境課題		
・ 取組方針・行動計画		
・ 実績評価指標による取組目標と取組実績	達成度一覧、温室効果ガス排出量の削減、資源使用量の抑制及び廃棄物の削減	13、14、22～24
・ 実績評価指標の算定方法		
・ 実績評価指標の集計範囲		
・ リスク・機会による財務的影響が大きい場合は、それらの影響額と算定方法	環境会計	25
・ 報告事項に独立した第三者による保証が付与されている場合は、その保証報告書	－	－

**編集
後記**

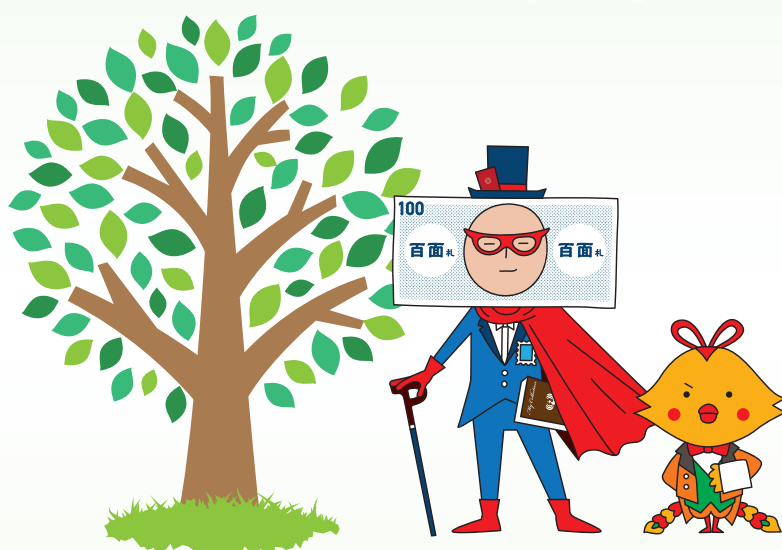
「環境報告書 2019」をお読みいただきありがとうございます。2006年の発行から今回で14回目を迎えることができました。

国立印刷局は、環境方針において「全ての段階において環境と調和の取れた事業活動を行う」ことを基本理念に掲げ環境配慮の取組を進めています。

「環境報告書 2019」では平成30年度における環境保全の実績や各機関の取組など、様々な環境に対する取組をお伝えしました。今後も継続的に環境保全に取り組み、その内容を公表してまいります。

今年度もユニバーサルデザインを採用しました。今後の公表もより多くの方にご覧いただけるよう努めてまいります。

最後に本報告書の発行に当たり御支援を賜りました関係者の皆様に感謝申し上げます。



印刷仮面 100メンサツ 執事 おおとり丸



CUDマークはNPO法人カラーユニバーサルデザイン機構により、認証された印刷物、製品等に表示できるマークです。

